

「任意後見」の流れ。 準備・契約・利用へ。

今の状況	期間	内容／あなた・受任者・公証人
 あなたの判断能力があるうちに	準備期間	制度を知る (あなたと受任者)
		自分を知る (あなた)
		「任意後見受任者」を決める (あなた)
		何を頼むかを決める (あなた)
		契約書案を作ってみる (あなたと受任者)
	契約期間	公証人に相談する (あなたと受任者)
		公正証書にする (公証人が作成します)
		契約締結 (公証人とあなたと受任者)
		法務局に登記する (公証人が手続きします)
 判断能力はあるけれど、不安であったり、身体の衰えを感じたら	利用期間	公証役場で締結した、「委任契約」を利用する (生活、身上監護、財産管理等の事務を委任した契約のことです)
		家裁で「任意後見監督人」を選んでもらう
 あなたが認知症になるなど判断能力が不十分になったら		「任意後見」を利用開始 任意後見人が、取引金融機関や保険会社に任意後見開始の届出をします。また、介護に関する手続きの際、任意後見人であることを提示します。
		「任意後見監督人」に後見事務の状況を報告します。
あなたが亡くなったら		公証役場で締結した、「死後事務委任契約」を利用します